

民事保全申立てを利用する方へ

広島地方裁判所民事第4部

第1 保全事件全般

1 管轄(民事保全法(以下「民事保全法は、法といいます。」)12条)

ア 原則として、本案裁判所(訴えを提起される裁判所のことです。)です。

又は物の所在地の地方裁判所でもできます。

イ 本案事件の訴額が140万円以下であれば、原則として、簡易裁判所に提出していただくことになります。

ウ 本案提起前の保全事件には併合請求における管轄や応訴管轄(本来、管轄がないのに相手が応じれば認められる管轄のことです。)の適用はありませんので、ご注意ください。

2 申立書の記載事項

(1) 当事者の表示(民事保全規則(以下「民事保全規則は、規則といいます。」)13条1項1号、6条、民事訴訟規則(以下「民事訴訟規則は、民事訴訟規則といいます。」)53条4項)

当事者の氏名又は名称及び住所は、申立てを特定するのに必要です。保全命令の申立人を「債権者」、相手方を「債務者」とし、その代理人がいる場合、それを表示します。

申立書の当事者の表示が送達場所の届出の趣旨を含む場合には、当該住所の次に「(送達場所)」と記載します([【記載例1】\(PDF:91KB\)](#))。

保全執行として登記(登録)を要する場合で、登記簿(登録原簿)上の氏名、及び住所が現在のものとは異なる場合、登記(登録)嘱託に支障を生じるので、両者を併記してください([【記載例2】\(PDF:91KB\)](#))。

(2) 請求債権の表示又は仮処分による保全すべき権利の表示標題

保全命令申立書の「当事者の表示」を記載した次に、仮差押命令申立書の

場合は「請求債権の表示」、仮処分命令申立書の場合は、「仮処分により保全すべき権利の表示」とそれぞれ記載します。

(3) 申立ての趣旨（法13条1項、規則13条1項2号）

これはいかなる種類、態様の保全命令を求めるかの結論の記載です。

仮差押命令申立書の場合、被保全権利（請求債権）の種類、内容、金額を特定し、この債権の執行を保全するために債務者の財産を仮に差し押さえるとの裁判を求める旨を記載します。また、動産に対する仮差押命令申立ての場合を除き、仮に差し押さえるべき物を特定して記載しなければなりません（法21条、規則19条）。

仮処分命令申立ての場合は、申立ての趣旨の記載によって求める仮処分の態様とその範囲が明らかにされ、債権者が仮処分によって実質的にいかなる結果を得ようとしているかが明確になります。

占有移転禁止仮処分命令の申立ての趣旨は、法62条、25条の2第1項に定める発令すべき主文の必要的内容に対応するよう記載してください（[【記載例3】\(PDF:91KB\)](#)）。

保全執行の対象は、通例「別紙物件目録記載のとおり」「別紙仮差押債権目録記載のとおり」等としてこれを引用しています。

(4) 申立ての理由（法13条1項、規則13条1項2号）

申立ての理由は、「保全すべき権利又は権利関係（被保全権利）」と「保全の必要性」を記載しなければなりません（法13条1項）。

ア 保全すべき権利又は権利関係（被保全権利）の記載

仮差押え又は係争物に関する仮処分（例えば、占有移転禁止仮処分や処分禁止仮処分等）においては保全すべき権利を、仮の地位を定める仮処分（例えば、不動産等の仮の引渡しを命じる仮処分や給料の仮の支払を求める仮処分等）では保全すべき権利関係を記載してください。

仮差押えの被保全権利は、金銭債権であることを要します（法20条1

項)。具体的には、権利が発生する理由に該当する事実を記載してください。

係争物に関する仮処分の被保全権利は、金銭債権以外の特定物の給付を目的とする請求権（法23条1項）で、特定物の引渡請求権、特定物についての作為、不作為を目的とする請求権に関し、その権利の種類、態様、範囲、権利の発生原因を記載することになります。

仮の地位を定める仮処分の被保全権利は、争いある権利関係であればすべて含まれます（法23条2項）ので、争いある権利関係につきその事実内容を具体的に記載します。

これらの被保全権利を理由付ける事実の記載は、権利発生の根拠となる事実の記載で足りませんが、裁判所が紛争の実体や争点を正しく把握し、適正な決定をするために、重要な間接事実及び予想される抗弁事実に対する反論も記載する必要があります。

また、債権者の主張の法的根拠を明らかにするため、被保全権利の記述の最後に「まとめ」として、被保全権利の法的内容を明記してください。

イ 保全の必要性の記載

保全の必要性についても、その内容を具体的に記載し、理由付ける必要があります。

仮差押えは、将来強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しく困難を生ずるおそれがあるとき（法20条1項）、その必要性が認められます。具体的には、債務者の責任財産が廉売、毀損、隠匿、放棄などによって量的、質的に財産価値の減少を来すおそれがあるとか担保権設定、債務者の逃亡、度重なる転居等によって執行に事実上の障害を及ぼすなどの事情が当たります。

係争物に関する仮処分は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著し

い困難を生ずるおそれがあるとき（法23条1項）、その必要性が認められます。具体的には、債務者その他の者により係争物についての毀損、隠匿、占有移転、譲渡、担保権設定等が行われたり、係争債権が取り立てられて消滅する危険があるときなどに認められます。

仮の地位を定める仮処分は、争いがある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき（法23条2項）、その必要性が認められます。

(5) 疎明方法の表示（法13条2項、規則13条2項）

規則13条2項には、債権者は保全命令の申立ての理由において、被保全権利及び保全の必要性を具体的に記載し、立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならないと規定されていますので、具体的に被保全権利及び保全の必要性を理由付ける各主張事実ごとに、その事実に対応する証拠を、例えば「(甲1)」等と記載します。

そして、そのほかに「申立ての理由」記載の後に、「疎明方法」として疎明書類の号証番号及びその書類の標題を番号順に「1 甲1 契約書」「2 甲2 借用証」などと全部の疎明書類を記載しておくとその全体を把握することができます。

(6) 添付書類の表示（規則6条、民訴規2条1項3号）

当事者が法人のときは、法人の登記事項証明書等の資格証明書（広島地裁では、申立てから遡って3か月以内に発行されたものを求めています。）、委任状、登記された不動産については登記事項証明書（規則20条1号イ参照。広島地裁では、執行方法として登記がされる場合には、申立てから遡って1か月以内に発行された登記事項証明書の提出を求めています。）、登記がされていない土地又は建物については債務者の所有を証する書面と図面（規則20条1号ロ）、債権仮差押えの場合、第三債務者に対し民事執行法147条の陳述の催告を求めるときはその旨の申立書

(法50条第5項)と陳述書返送用及び送付用郵便切手が必要です。また疎明のための書類の写し等を添付し、これら各添付書類は、保全命令の申立書に表示しなければなりません(規則6条、民訴規2条1項3号)。

(7) 年月日の表示(規則6条、民訴規2条1項4号)

申立ての年月日を表示します。申立書を作成した日付を記載することになります。

(8) 裁判所の表示(規則6条、民訴規2条1項5号)

3 疎明書類

疎明書類は、原則として原本提出です。なお、原本還付の請求があった場合は、可能であれば、窓口において原本と写しを照合してお返しします。

疎明書類には、それぞれに番号(甲第1号証、甲第2号証・・・)を記載してください。

第2 保全事件個別

1 不動産仮差押え

(1) 管轄

原則として本案裁判所、仮に差し押さえるべき物の所在地を管轄する地方裁判所でも可

(2) 手数料

申立て1個(当事者の数が基準になります。※)につき収入印紙2000円分を貼付

※例えば、当事者が複数の場合には、多い方の一方当事者の人数に2000円を乗じた金額となります。債権者債務者とも1名の場合は、2000円。債権者2名債務者1名の場合は、2000円×2=4000円となります。

(3) 郵便切手

・債権者が書面を裁判所に受け取りに来られる場合

1204円×債務者の数(債務者に対する決定正本送達費用)

574円×2組（登記嘱託書送付料、登記完了証返送料）

（84円×滞納処分庁の数 滞納処分がある場合のみ）

・ **債権者への書面交付が郵送の場合は次の切手を追加**

1204円×1組（債権者に対する決定正本送達費用）

(4) **登録免許税**

- ・ 請求債権額の1000分の4の額（請求債権額に1000円未満の端数があるときは切り捨て、それに1000分の4を乗じた額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の収入印紙を添付
- ・ 共通する請求債権で、数か所の登記所に嘱託をする場合は、上記の他、不動産の個数の最も多い登記所以外の登記所に嘱託する不動産1個につき1500円の収入印紙及び嘱託に必要な切手が必要になります。

(5) **添付書類**

- ・ 土地・建物全部事項証明書、不動産評価証明書（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 住民票写し（現住所と契約書等の住所が異なるとき、そのつながりを明らかにするために必要になります。）

※マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）をお願いします。

- ・ 当事者が法人の場合は、資格証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・ その他疎明資料の写し

(6) **目録**

決定用目録

- ・ 当事者目録、請求債権目録 各1通
- ・ 物件目録 1通

[【書式1】不動産仮差押命令申立書・当事者目録・請求債権目録・物件目録\(PDF:165KB\)](#)

登記嘱託用

- ・登記権利者義務者目録（[【記載例4】\(PDF:91KB\)](#)）、物件目録 各1通
（上記は、債務者・登記所が各1名あるいは1か所の場合です。決定用目録は、債務者が各1名増すごとに各1通ずつ加算してください。登記所が数か所にわたるとき登記嘱託用目録は、各登記所ごとに上記通数が必要です。）

2 債権仮差押え

(1) 管轄

原則として本案裁判所、仮に差し押さえるべき債権の債務者（第三債務者といいます。）の所在地を管轄する地方裁判所でも可

(2) 手数料

申立て1個（当事者の数が基準になります。※）につき収入印紙2000円分を貼付

※第2の1の(2)の※を参照してください。

(3) 郵便切手

・債権者が書面を裁判所に受け取りに来られる場合

1204円×債務者の数（債務者に対する決定正本送達費用）

1250円×第三債務者の数（第三債務者に対する決定正本送達費用）

564円×第三債務者の数（陳述書返送料）

・債権者への書面交付が郵送の場合は次の切手を追加

1204円×1組（債権者に対する決定正本送達費用）

84円×1組（陳述書送付料）

(4) 添付書類

- ・住民票写し（現住所と契約書等の住所が異なるとき、そのつながりを明らかにするために必要になります。）

※マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）をお願いします。

- ・第三債務者を含む当事者が法人の場合は、資格証明書（3か月以内に発行

されたもの)

- ・その他疎明資料の写し

(5) 目録

- ・当事者目録、請求債権目録、仮差押債権目録 各1通

(上記は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。上記目録は、債務者又は第三債務者が各1名増すごとに各1通ずつ加算してください、)

[【書式2-1】債権仮差押命令申立書・当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録\(PDF:188KB\)](#)

[【書式2-2】第三債務者に対する陳述催告の申立書\(PDF:110KB\)](#)

※この申立てがあると、裁判所書記官は、第三債務者に対し、仮差押命令正本と一緒に陳述催告書を送達します。

※陳述催告は、万一その債権が存在しない場合には、債権者には改めて他の財産に仮差押えする必要もあるので、仮差押えがその目的を達したかを確認するために行われます。

※陳述催告の申立ては、遅くとも供託書正本の写しを提出するまでに行ってください。

3 不動産処分禁止仮処分

(1) 管轄

原則として本案裁判所、係争物の所在地を管轄する地方裁判所でも可

(2) 手数料

申立て1個(当事者の数が基準になります。※)につき収入印紙2000円分を貼付

※第2の1の(2)の※を参照してください。

(3) 郵便切手

- ・債権者が書面を裁判所に受け取りに来られる場合

1204円×1組(債務者に対する決定正本送達費用)

574円×2組（登記嘱託書送付料、登記完了証返送料）

・ **債権者への書面交付が郵送の場合は次の切手を追加**

1204円×1組（債権者に対する決定正本送達費用）

(4) **登録免許税**

- ・ 目的物の価格（＝固定資産税台帳に登録された評価額）の1000分の4の額（評価額に1000円未満の端数があるときは切り捨て、それに1000分の4を乗じた額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の収入印紙を添付

(5) **添付書類**

- ・ 土地・建物全部事項証明書、不動産評価証明書（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 住民票写し（現住所と契約書等の住所が異なるとき、そのつながりを明らかにするために必要になります。）

※マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）をお願いします。

- ・ 当事者が法人の場合は、資格証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・ その他疎明資料の写し

(6) **目録**

決定用目録

- ・ 当事者目録 1通
- ・ 物件目録 1通

登記嘱託用

- ・ 登記権利者義務者目録、物件目録 各1通

（上記は、登記所が1か所の場合です。登記所が数か所にわたるとき登記嘱託用目録は、各登記所ごとに上記通数が必要です。）

4 占有移転禁止仮処分

(1) **管轄**

原則として本案裁判所、係争物の所在地を管轄する地方裁判所でも可

(2) **手数料**

申立て1個（当事者の数が基準になります。※）につき収入印紙2000円分を貼付

※第2の1の(2)の※を参照してください。

(3) **郵便切手**

・ **債権者が書面を裁判所に受け取りに来られる場合**

1204円×債務者の数（債務者に対する決定正本送達費用）

・ **債権者への書面交付が郵送の場合は次の切手を追加**

1204円×1組（債権者に対する決定正本送達費用）

(4) **添付書類**

- ・ 土地・建物全部事項証明書（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 住民票写し（現住所と契約書等の住所が異なるとき、そのつながりを明らかにするために必要になります。）

※マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）をお願いします。

- ・ 当事者が法人の場合は、資格証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・ 対象となる不動産の賃料又は賃料相当額を疎明する書面
- ・ その他疎明資料の写し

(5) **目録**

- ・ 当事者目録、物件目録 各1通

5 仮の地位を定める仮処分（要審尋）

(1) **管轄**

原則として本案裁判所

(2) **手数料**

申立て1個（当事者の数が基準になります。※）につき収入印紙2000円分を貼付

※第2の1の(2)の※を参照してください。

(3) **郵便切手**

・ **債権者が書面を裁判所に受け取りに来られる場合**

1 2 0 4 円×債務者の数（債務者に対する決定正本送達費用）

3 4 4 円×債務者の数（債務者に対する期日呼出状送付費用）

・ **債権者への書面交付が郵送の場合は次の切手を追加**

1 2 0 4 円×1組（債権者に対する決定正本送達費用）

3 4 4 円×債権者の数（債権者に対する期日呼出状送付費用）

(4) **添付書類**

- ・ 不動産に関する申立ての場合には土地・建物全部事項証明書、不動産評価証明書等（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 当事者が法人の場合は、資格証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・ その他疎明資料の写し

(5) **目録**

- ・ 当事者目録、物件目録 各1通

(6) **その他**

申立書副本等は債権者から債務者に直送していただきます。期日指定の後、裁判所から呼出状を発送する日を連絡します。